

平成29年12月26日

平成29年度マンション管理士試験における試験問題の誤りについて

平成29年11月26日（日）に実施した平成29年度マンション管理士試験において、試験問題の問21に誤りがありました。

問21の試験問題は、誤っているものを一つ選ぶところ、誤っている選択肢が二つあることが判明したため、二つある正答の選択肢をいずれも正解の扱いとすることといたしました。

なお、詳細は、別紙をご参照願います。

受験者の皆様をはじめ関係する方々に多大なご迷惑をおかけいたしましたことについて深くお詫び申し上げますとともに、今後は再発防止に努めてまいります。

問 21 の出題の誤りの内容について

平成 29 年度マンション管理士試験の問 21 は、誤りの肢を選ぶ問題であるが、選択肢 1 において、「建築設備等検査員資格者証のうち昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者」とするところを誤って「建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者」と記述したため誤りの肢となり、誤りの肢が 1 及び 4 の複数になった。

〔問 21〕 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 共同住宅に設ける昇降機の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 2 共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を遮音性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
- 3 防火地域又は準防火地域内にある共同住宅で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
- 4 共同住宅の住戸及び住戸から地上に通ずる廊下、階段その他の通路には、非常用の照明装置を設けなければならない。

（1 及び 4 を正解とする）